

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市規則第107号

京都市駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「960円」を「1,000円」に改める。

第8条第3項中「1,200円と」を「1,250円と」に、「1,200円分」を「1,250円分」に改める。

別表第3備考以外の部分中

250	
150円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに150円を加えた額が1,200円を超えるときは、1,200円	1,200
150円。ただし、30分までごとに150円を加えた額が1,200円を超えるときは、1,200円	1,200

を

に改める。

260	
150円。ただし、平日（土曜日を除く。）にあつては、30分までごとに150円を加えた額が1,250円を超えるときは、1,250円	1,250
150円。ただし、30分までごとに150円を加えた額が1,250円を超えるときは、1,250円	1,250

別表第4京都市円山駐車場の項中「10,000」を「10,470」に、「7,100」を「7,430」に、「8,700」を「9,110」に、「15,100」を「15,810」に、「7,900」を「8,270」に、「12,900」を「13,510」に、「30,000」を「31,420」に、「21,000」を「22,000」に、「26,000」を「27,230」に、「45,000」を「47,140」に、「24,000」を「25,140」に、「39,000」を「40,850」に改め、同表京都市山科駅前駐車場の項中「9,000」を「9,420」に、「15,000」を「15,710」に、「24,000」を「25,140」に改め、同表京都市醍醐駐車場の項中「9,000」を「9,420」に、「12,000」を「12,570」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市駐車場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

##### (適用区分)

- 3 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後の駐車に係る駐車料金について適用し、施行日前の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自動車（原動機付自転車を含む。）の路外駐車場の駐車料金については、改正後の規則別表第3の規定を適用する。

(建設局自転車政策推進室)